

ゆうちょ銀行からの 大切なお知らせ

民営化前（平成19年 9月30日まで）に郵便貯金を お預け入れくださったお客さまへ

▶長期間ご利用のない通常郵便貯金通帳はございませんか

長期間、お預け入れや払い戻し等のご利用のない通常郵便貯金通帳はございませんか。お心当たりがおありの方は、通帳をご確認のうえ、今後、ご利用の予定がない場合は、払い戻し等のお手続きをお願いします。

▶満期を迎えた定額郵便貯金等の証書または通帳をお持ちではありませんか

民営化前（平成19年9月30日まで）にお預け入れいただいた定額郵便貯金・定期郵便貯金・積立郵便貯金の証書または通帳をお持ちではありませんか。満期を迎えている場合はお早めに払い戻しのお手続きをお願いします。

権利消滅のご注意

民営化前にお預け入れいただいた定額・定期・積立郵便貯金等については旧郵便貯金法の規定が適用され、満期となった日から20年を経過した時にご案内をお送りし、その後2か月以内に払い戻しされませんとお客さまの権利が消滅し、払い戻すことができなくなります。（郵便貯金払戻証書は、発行日から3年6か月を経過しますと権利が消滅しますので、ご注意ください）通常郵便貯金については、民営化前に権利消滅したものを除き、旧郵便貯金法の規定による権利消滅の対象とはなりません。

通帳や証書が 見当たらない場合

『預けている郵便貯金があるはずだが、通帳や証書を紛失して、その口座番号等も分からない』場合は、最初に預入した郵便局、お預け時期・金額などお分かりの範囲内で郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の窓口にお申し出いただきご相談ください。該当の郵便貯金の有無等についてお調べいたします。

※定額・定期郵便貯金の満期日経過後は、通常郵便貯金の利率を適用してお預かりしています。 ※民営化前にお預け入れくださった自動継続扱いの定期郵便貯金は、民営化に伴い、自動継続の取り扱いが廃止され、平成19年10月1日以降の預入期間満了日の翌日（預入の日の応答日）から通常郵便貯金を目安とした利率が適用されます。

今後とも郵便局・ゆうちょ銀行をご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点、お問い合わせは
ゆうちょコールセンターに。

ゆうちょコールセンター 0120-108420

通話料
無料

（平日）8:30～21:00

（土・日・休日）9:00～17:00

※携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

株式会社 ゆうちょ銀行 〒100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

※株式会社ゆうちょ銀行は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から、郵便貯金管理業務の委託を受けております。